

仕 様 書

令和6年4月

陸上自衛隊新発田駐屯地業務隊

仕 様 書

1 業務件名

令和6年度陸上自衛隊新発田駐屯地夏まつりに伴う野外交店の設置及び経営

2 業務内容

野外交店の設置及び経営

3 相手方の決定

本業務を行う者については、陸上自衛隊新発田駐屯地業務隊長（以下「甲」という。）が決定する。

4 国有財産の使用許可

- (1) 本業務を行う者は、野外交店の設置場所に係る国有財産の使用許可を得なければならない。
- (2) 国有財産の使用許可は、北関東防衛局長（以下「乙」という。）が行う。
- (3) 次の各号に該当する場合は、使用許可を取り消し、又は変更することがある。
 - ア 国有財産の使用許可の相手方（以下「丙」という。）が使用許可条件に違反したとき。
 - イ 丙が自己の都合により業務の解除をするとき。
 - ウ 国において使用物件を必要とするとき。
 - エ 丙の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
 - オ 丙の役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
 - カ 丙の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
 - キ 丙の役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
 - ク 丙の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

- (4) 使用許可期間が満了した時又は使用許可が取り消された場合は、丙は直ちに自己の負担で使用財産を原状に回復し、返還すること。
この場合、丙は国に対し、一切の補償を請求することはできない。

5 丙の資格

丙は、次の条件を満たしていること。

- (1) 業務遂行上必要とされる関係法令及び規則等を遵守できること。
- (2) 業務の全部又は一部を第三者に譲渡することなく遂行できること。
- (3) 国有財産使用許可書の使用許可条件を遵守できること。
- (4) 本仕様書の全記載事項を遵守できること。

6 国有財産使用料

丙は、野外売店設置に係る面積に応じた国有財産使用料を支払うこと。
なお、歳入徴収官が指定する期日までに全額を納付すること。

7 夏まつり実施予定日

令和6年8月上旬のうち1日間
細部は別途指示する。

なお、実施予定日の変更及び決定した際は、応募業者へ速やかに連絡する。

また、感染症法上の指定感染症拡大、災害派遣等により、開催が中止または日程及び開催要領の変更(販売品目の制限など)が発生する場合があります。この場合、駐屯地による補償は行いかねます。

8 費用負担

本業務に伴う費用は、丙の負担とする。

9 名義使用の制限

丙は、自己の営業上の取引に関して、甲及び乙の名義を使用してはならない。

10 管理責任

- (1) 丙は、自らの責任において野外売店を管理し、火災、盗難、食中毒等の予防及び保安について常に心掛け、いかなる事故発生の場合も甲及び乙に対し、損害の賠償その他の申し立てをしないものとする。
- (2) 丙は、従業員の身元、規律の保持、風紀及び衛生に関することなど、人事管理その他これらに関する関係諸法令の運用について、一切の責任を負わなければならない。
- (3) 丙の従事者は、日本国籍を有する者とし、また、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入している者ではないこと。

- (4) 丙は、自らの責任において廃棄物の処理、減量化及びリサイクル化について、関係法令及び規制等に基づき適正に行わなければならない。

11 衛生等の保持

丙は、丙の従事関係者が結核及び「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」で定義されている感染症を発症した場合、又はその疑いのある場合には、業務に従事させないこととし、甲に対して速やかに報告すること。

12 情報保全の遵守

- (1) 丙は、甲、乙及び担当職員（以下「甲等」という。）の与えた指示及び本業務の遂行上知り得た甲等に関する情報（書面等をもって甲等が丙に提供した情報並びに施設内及びそれに準ずる場所で作業する際に見聞又は認識した情報の一切）の保全を遵守し、これを本業務の履行以外の目的に使用し、又は第三者に開示してはならない。
- (2) 丙は、自らの従事関係者に情報保全を遵守させるために必要な措置を取らなければならない。

13 損害賠償

丙は、債務不履行の場合、情報保全に関する義務に違反した場合、その他業務に関して甲及び乙に損害を与えた場合には、甲及び乙に対し一切の損害を賠償するものとする。

14 自己都合による業務の解除

丙は、自己の都合により本業務を解除しようとするときは、事前に甲、乙及び甲等に通知し、甲、乙及び甲等の指示に従い解除することができる。

なお、この場合に国有財産使用料の納入が必要となる場合がある。

15 業務仕様

- (1) 丙は、自ら提出した企画提案書に基づき業務を適正に履行することとし、企画提案書の内容について、甲の了解なく変更しないこと。
- (2) 本業務の実施に当たっては、甲等の指示に従うこと。
- (3) 野外売店の設置、移設及び撤去に係る費用は丙の負担とする。また、当該作業の遂行に当たっては、甲等の指示に従うこと。
- (4) 営業許可が必要な販売品目を取り扱う場合は、営業許可を取得した後、販売すること。
- (5) 丙は、商品の瑕疵等について利用者又は甲等からの連絡を受けた場合は、即時に対応すること。

- (6) 丙は、野外交売店内の整理・整頓及び清掃を行うとともに、ゴミ箱を設置し、その管理及び回収を行うものとし、ゴミ箱に野外交売店他者の空き容器及びその他のゴミが混在している場合も回収すること。
- (7) 丙は衛生管理について一切の責任を負うものとする。また、食品等を取扱う業者は、従事者に係る業務実施日1か月以内の菌検査結果を提出すること。
- (8) 丙は、販売品目に重大なトラブル（異物混入、食中毒等）が発生した場合には、担当職員に速やかに報告するとともに、直ちに商品を回収し、甲の指示（全商品の販売停止を含む。）に従わなければならない。
- (9) 丙は駐屯地への出入りは、甲等の指示により手続きを行うこと。また、施設への立入りについては、甲等の指示に従うこと。
- (10) 丙は、本業務に従事する者に関する書類（別記様式第1）及び業務終了後1週間以内に売上げについての報告（別記様式第2）を提出すること。
- (11) 食品等を取扱う業者は、食品衛生管理の観点から甲等が示す量の食品検体を提出すること。
- (12) 丙は、使用物件の一部を第三者に転貸し、第三者と共同で使用してはならない。
- (13) 丙は、本仕様書に記載されている遵守項目に違反した場合又は故意の過失により甲、乙又は利用者に被害が発生した場合は、直ちに本業務を取消すとともに、次回以降、業務に従事できない場合がある。
- (14) 本仕様書に記載のない事項及び細部については、必要の都度、甲、乙及び丙の間で協議する。

16 情報公開

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年5月14日、法律第42号）に基づき本業務に関する行政文書の情報公開請求が行われた場合は、第5条第2号に該当する情報を除き開示するものとする。

売上日報

令和 年 月 日

陸上自衛隊
新発田駐屯地業務隊長 殿

業者名

令和 年 月 日販売分

品 名 等	数 量	販売価格	金 額	備 考
合 計 金 額				